

(第3条関係)

誓 約 書

令和 年 月 日

倉敷市長 あて

(自署または記名押印)

住所

申請者 氏名

電話番号

次のとおり、ディスポーザ排水処理システム等を設置しますが、設置後の維持管理に関しては、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、適切な維持管理に努めるとともに、次に掲げる条件を遵守します。

なお、万一当方の責任により本システムの適切な維持管理に支障をきたした場合、またはおそれのある場合には、市の指導に従います。

記

1 設置場所 倉敷市

2 用 途 戸建住宅 集合住宅 一般業務施設 特定業務施設

3 設置するディスポーザ排水処理システム

(1) ディスポーザ部

名称(型式) _____

規格適合承認日 _____

評価番号 _____

製品認証日 _____

認証番号 _____

製造者 _____

(会社、担当者、連絡先)

販売者 _____

(会社、担当者、連絡先)

構造・性能・設置計画 別紙仕様書のとおり

(2) 排水処理部

名称(型式) _____

規格適合承認日 _____

評価番号 _____

製品認証日 _____

認証番号 _____

製造者 _____

(会社、担当者、連絡先)

販売者 _____

(会社、担当者、連絡先)

構造・性能・設置計画 別紙仕様書のとおり

4 維持管理業者名

(1) 配管系統部 _____

(2) ディスポーザ部 _____

(3) 排水処理槽部 _____

(4) 汚泥の引き抜き _____

5 条件

(1) 申請時に維持管理業務委託契約が締結されている場合は、契約書の写しを提出すること。申請時に契約が未締結である場合は、契約確認書を提出し、契約締結後速やかに契約書の写しを提出すること。

(2) 契約期間完了後も本システムを継続使用する場合は、維持管理業者と契約手続きを行いシステムの機能、能力を維持できるようすること。

(3) 本システムの性能が劣化するような改造を行わないこと。

(4) システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等を3年間保存するとともに、必要に応じ、その資料を提出すること。なお、水質検査は年1回以上実施すること。ただし、水質検査において機械処理タイプは、システムからの流出水の水質分析が困難であるため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等をもって、これに代用することができるものとする。

(5) 本システムの維持管理に関する資料を適正に保管すること

(6) 他の者に本システムが属する建築物の譲渡等を行う場合は、譲渡等を受けた者に対し、本システムの適切な維持管理を行う地位を承継すること及び本書に掲げる条

件を遵守することを説明し、理解を得ること。

(7) ディスポーザの設置に際しては、設置する土地、建物、共同排水管の所有者その他利害関係人がある場合は、利害関係人の承諾を得てから届け出ること。

(8) その他倉敷市が指示する条件